

3. 条例アセスメント(都道府県環境影響評価条例)

概要

環境影響評価法(アセス法)は、平成9年6月に成立し、都道府県においてもアセス条例が制定され、アセス法では大規模な事業を、条例では小規模な事業も対象としています。本計画は一定規模以上の廃棄物処理施設の設置及び変更にあたっては、アセス法又は都道府県条例による環境影響評価の実施が義務づけられている。環境影響評価は生活環境影響調査と異なり、方法書、準備書、評価書とそれぞれの段階を踏んだ手続きが必要であり、通常2~3年かかります。

業務実施のメリットや効果

事業者が事業計画を作成する段階で環境影響についての調査、予測、評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工、供用時の環境配慮等に反映しやすい。

環境影響評価の方法等を決めるスコーピング(方法書の作成)がいかに適切に行われるかが、その後の手続きを左右するカギになります。

OECでは、条例アセスメントに必要な手続きの支援を行います。

【条例アセスメント(都道府県環境影響評価条例) フロー図】

